

2025年9月17日  
株式会社シマノ

## 公正取引委員会からの勧告について

本日、株式会社シマノ（以下、「当社」といいます。）は、公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」といいます。）に基づく勧告（以下、「本勧告」といいます。）を受けました。

お取引先様をはじめ関係者の皆様には、ご心配とご迷惑をおかけしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

### 1.本勧告の概要

当社では、下請法上の下請事業者であるお取引先様（以下、「下請事業者様」といいます。）に当社製品の一部部品の製造を委託しており、当該部品の中には、その製造に使用する当社所有の金型等を下請事業者様に貸与しているものがございます。

本勧告は、当社が、当該金型等を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者様に、無償で、当該金型等を保管させるとともに、当該金型等の現状確認等を目的とした棚卸し作業を実施させた行為（以下、「対象行為」といいます。）が下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）の規定に違反すると判断されたものです。本勧告では2023年12月1日以降の対象行為につき指摘を受けており、関係する下請事業者様及び金型等の総数はそれぞれ121社及び4,313個です。

### 2.本勧告への当社の対応

上記の対象行為により下請事業者様に生じた費用については、既に当該すべての下請事業者様に当該費用に相当する額のお見積りを依頼し、このうち請求の意向を示された下請事業者様に対しましては、協議の上でお支払いすべき金額を確定させた上で、お支払いしました。請求の意向を示されていない下請事業者様に対しましては、本勧告を受けてあらためて誠実に協議し、適宜公正取引委員会にも相談しつつ、適切に対応を進めてまいります。また、関係する金型等を用いて製造する部品のうち、次回以降の具体的な発注時期を示せない状態の部品については、その金型等の回収又は廃棄を進めております。

当社は、本勧告を厳粛に受け止め、今後の取引において対象行為の再発を含む下請法違反が発生することのないよう、対象行為が下請法に反すること及び今後不当な経済上の利益を提供させることにより下請事業者様の利益を不当に害さないことを当社取締役会の決議により確認するとともに、下請法遵守のための社内教育の見直しやチェック体制の強化などを実施し、これらの取り組みを全役職員に周知徹底することでコンプライアンスの一層の強化と再発防止に努めてまいります。

以上